

議案第 88 号

大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 26 年 12 月 8 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大田原市国民健康保険条例（昭和34年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項本文中「39万円」を「404,000円」に改め、同項ただし書中「3万円」を「30,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大田原市国民健康保険条例第7条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出産した被保険者の出産育児一時金について適用し、施行日前に出産した被保険者の出産育児一時金については、なお従前の例による。